受付番号	
※記載不要	

令和4年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金 (地域デジタルイノベーション促進事業)」提案書

(の)がアンプレー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 補助事業の名称
2. 補助事業の主な実施場所
※実証企業が複数で、実施場所が異なる場合は、企業ごとに記載してください。
補助事業の主な実施場所の住所を記載してください。
3. 補助事業の目的及び目標
※実証企業が複数で、目的及び目標が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載している字
数制限は、企業ごとに適用されます。
本事業の目的と、本事業により目指す目標を具体的に記載してください。(600 字程度)
4. 補助事業の内容
※実証企業が複数で、各項目の記載内容が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載してい
る字数制限は、企業ごとに適応されます。
(1)実証事業の内容
(1)-1.事業実施の主たる地域の特性や強み
実証事業を実施する主たる地域の特性や強みを記載してください。その際、RESAS 等の客観的・統計的な
データ等を活用し、説明することを推奨します。(250 字程度)
(1)-2.ビジネスモデルの実証方法(600 字程度)
(1) - 3. ビジネスモデルの事業性評価方法 (600 字程度)
(2) 実証事業に対する経営者の関与について

経営者がどのように実証事業に関与するのかを記載してください。(250 字程度)

(3) 想定されるビジネスモデルの普及先及び普及方法

想定されるビジネスモデルの普及先とその普及方法を記載してください。(600 字程度)

5. 実証するビジネスモデルの内容

- ※実証企業が複数で、各項目の記載内容が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載している字数制限は、企業ごとに適応されます。
- (1) 想定する顧客セグメント

実証するビジネスモデルにおいて想定する顧客セグメントを記載してください。(250 字程度)

(2)顧客価値提案の概要

実証するビジネスモデルにおいて顧客に提供する価値を記載してください。(600 字程度)

(3)テーマ及び顧客価値の新規性①(自社の既存事業との比較)

実証するビジネスモデルのテーマと顧客に提供される価値の新規性(自社の既存事業との比較)を記載してください。(600 字程度)

(4) テーマ及び顧客価値の新規性②(競合他社の事業との比較)

実証するビジネスモデルのテーマと顧客に提供される価値の新規性(競合他社の事業との比較)を記載してください。(600 字程度)

(5) 収益モデル・コスト構造に関するイメージ

実証するビジネスモデルにおいて、想定する収支構造(収益及びコストの額、その獲得方法等)を記載してください。(600 字程度)

6. ビジネスモデルの事業化計画

※実証企業が複数で、記載内容が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載している字数制 限は、企業ごとに適応されます。

補助事業終了後3年目までにおいて、ビジネスモデルによる売上計上を目指した戦略とスケジュールを記載してください。(600 字程度)

7. デジタル企業との連携の有効性

※実証企業が複数で、記載内容が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載している字数制 限は、企業ごとに適応されます。

ビジネスモデルの実証において、連携するデジタル企業の保有するデジタル技術や知見・ノウハウが、どのように有効に活用されるか記載してください。(600 字程度)

8. 協力団体等との連携の有効性

※実証企業が複数で、記載内容が異なる場合は企業ごとに記載してください。なお、記載している字数制限は、企業ごとに適応されます。

ビジネスモデルの実証及びビジネスモデルの普及において、連携する協力団体等の知見等が、どのように 有効に活用されるか記載してください。(600 字程度)

9. スケジュール、支出計画・資金調達内訳

※実証企業が複数の場合は企業ごとに記載してください。

様式5を添付してください。

10. 加点項目の確認

- (1) 産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定を受けた者である場合は、産業競争力強化法施行規則第十一条の三第一項の認定書の写しを添付してください。
- (2)「6. ビジネスモデルの事業化計画」を金融機関又は認定経営革新等支援機関と共に策定している場合は、様式6又は様式7を添付してください。
- (3)補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間において、以下の条件を満たす目標を掲げている場合は、賃金引上げに係る誓約書(様式8)を提出してください。なお、被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、特定適用事業所該当通知書の写しも提出してください。
 - ①給与支給総額が年率平均1.5%以上(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率1%以上)増加すること
 - ②事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を、毎年3月時点に、地域別最低賃金+30円以上の水準とすること